



報道発表資料の配付日時 11月8日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	「これからの高校づくりに関する指針」改定版(素案)に係る意見を聞く会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 日時：令和4年11月15日(火) 10:00～11:30</p> <p>2 方法：道教委、各市町村教育委員会、各道立高等学校間でのWeb会議方式(Zoom)</p> <p>3 出席者：留萌管内公立小・中・高等学校の校長、PTA関係者、市町村、市町村教育委員会、経済団体関係者 (道側)北海道教育庁高校教育課、留萌教育局</p> <p>4 内容：道教委では、高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示すため、平成30年3月に当該指針を策定しましたが、策定から5年が経過し高校を取り巻く状況が大きく変化してきていることから、指針の改定を行うこととし、策定の参考とするため地域の方々の意見を聞くものです。</p> <p>当日は一般の方の傍聴も可能となっておりますので、地域の皆様に周知していただきたく、事前にお取り上げいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、傍聴については、会場参加4名、Web参加6名計10名以内となっておりますので、傍聴を希望される方は下記担当まで申し込むよう併せて周知願います。</p>		
参考	配付資料・「これからの高校づくりに関する指針」改定版(素案)に係る意見を聞く会開催要項 ・傍聴に係る取扱い「傍聴者の皆さんへ」		
報道(取材)に当たってのお願い	当日の報道機関の取材については、留萌教育局会場でのみ可能です。取材希望の場合は下記担当まで連絡願います。 留萌教育局会場：留萌合同庁舎4階教育局会議室		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	留萌教育局企画総務課(担当者：企画総務課長 佐藤 総務係長 山本) TEL ダイヤルイン 0164-42-8398		

「これからの高校づくりに関する指針」改定版（素案）に係る意見を聞く会開催要項

1 目的

「これからの高校づくりに関する指針」改定版の策定の参考とするため、地域の市町村関係者及び学校関係者等から、「これからの高校づくりに関する指針」改定版（素案）について意見等を聴取する。

2 主催

北海道教育委員会

3 主管

北海道教育庁学校教育局高校教育課

北海道教育庁留萌教育局

4 開催日時及び方法

学区	開催日時	開催方法
留萌学区	令和4年（2022年）11月15日（火） 10時00分～11時30分	道教委と各市町村教育委員会、 各道立高等学校を繋いだ Web会議システムでの開催

5 参加対象者

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育委員会教育長
- (3) 道立高等学校長
- (4) 市町村代表中学校長
- (5) 市町村代表小学校長
- (6) 道立高等学校PTA会長
- (7) 市町村代表中学校PTA会長
- (8) 市町村代表小学校PTA会長
- (9) 経済団体関係者（道立高校所在市町村）

6 内容

「これからの高校づくりに関する指針」改定版（素案）についての説明及び意見聴取等

7 意見の提出について

発言できなかった御意見等がありましたら、次のメールアドレスあて本日から1週間以内に提出をお願いします。

メールアドレス：kyoiku.kokyo4@pref.hokkaido.lg.jp

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁留萌教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は、10人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。
なお、会場における傍聴は、留萌教育局会場のみとし傍聴可能人数は4名以内とします。（この場合、残り6名はWeb会議システムによる傍聴）
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
 - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をすること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (5) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
 - (6) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 Web会議では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。